

南箕輪村合葬式墓地条例施行規則をここに公布する。

令和8年 月 日

南箕輪村長 藤城 栄文

規則第 号

南箕輪村合葬式墓地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南箕輪村合葬式墓地条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第6条第1項の規定による申請者は、南箕輪村合葬式墳墓使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 申請者の戸籍抄本又は住民票抄本

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 条例第5条第1項第2号の規定による使用者の資格に該当する申請者で、現に村に本籍を有していない場合又は住民登録がない場合 被埋蔵者の除籍謄本等

イ 申請者と被埋蔵者が同一人である場合 前号に掲げる書類のほか、条例第6条第3項の規定による立会人等の戸籍抄本又は住民票抄本

(3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、南箕輪村合葬式墳墓使用許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の申請事項変更に係る届出)

第4条 許可証の交付を受けた者で、許可に係る申請事項に変更しようとする場合は、南箕輪村合葬式墳墓使用許可事項変更届（様式第3号）及び許可証に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 使用者及び立会人等の住所が変更となった場合 該当する者の住民票抄本

イ 立会人等が変更となった場合 該当する者の戸籍抄本又は住民票抄本
(2) その他村長が必要と認める書類
(墓誌札の交付等)

第5条 村長は、使用者又は立会人等が希望するときは、被埋蔵者の氏名等を刻む墓誌札を無償で交付するものとする。

2 墓誌札に氏名等を刻む費用は、当該使用者の負担とする。

3 墓誌札には、次に掲げるものを刻むことや、表示することはできない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) その他墓地管理上不相当と認められるもの

(使用権の承継)

第6条 条例第11条の規定による使用権を承継しようとする者は、南箕輪村合葬式墳墓承継許可申請書(様式第4号)及び許可証に戸籍抄本又は住民票抄本を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第6条第3項に規定する者が墳墓使用権を承継しようとするときは、第3条第1項の申請を併せて行わなければならない。

(使用の中止等)

第7条 条例第12条の規定により墳墓の使用の中止等をしようとする者は、南箕輪村合葬式墳墓使用中止届(様式第5号)に許可証を添えて、村長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした場合において、条例第16条に規定する墳墓使用料の還付を請求しようとする者は、南箕輪村合葬式墳墓使用料還付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(端数計算)

第8条 条例第16条の規定により算出した還付額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年9月15日から施行する。